

● (新旧対照表)

○大崎市公共物管理条例の一部改正(第1条関係)

改正案				現行					
別表(第21条関係)				別表(第21条関係)					
区分	物件		単位	金額	区分	物件		単位	金額
使用	柱類 の設 置	第1種電柱	1本につき1	570	柱類 の設 置	第1種電柱	1本につき1	480	
		第2種電柱	年	880		第2種電柱	年	730	
		第3種電柱		1,200		第3種電柱		990	
		第1種電話柱		510		第1種電話柱		430	
		第2種電話柱		820		第2種電話柱		680	
		第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		940	
		その他の柱類		51		その他の柱類		43	
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	5	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	4			
	地下に設ける電線そ の他の線類	1年	3	地下に設ける電線そ の他の線類	1年	3			
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	500	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	420			
	地下に設ける変圧器	使用面積1 平方メー トルにつき1 年	310	地下に設ける変圧器	使用面積1 平方メー トルにつき1 年	260			
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1 年	1,000	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1 年	850			
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		430	郵便差出箱及び信書 便差出箱		360			
広告塔及び広告板	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	900	広告塔及び広告板	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	870				
鉄塔	使用面積1 平方メー トルにつき1 年	1,000	鉄塔	1基につき1 年	800				
管類 の設 置	外径0.07メー トル未満のも の 外径0.07メー トル以上0.1メ ートル未満の もの 外径0.1メー トル以上0.15メ ートル未満の もの 外径0.15メー トル以上0.2メ ートル未満の	長さ1メー トルにつき	22	管類 の設 置	外径0.07メー トル未満のも の 外径0.07メー トル以上0.1メ ートル未満の もの 外径0.1メー トル以上0.15メ ートル未満の もの 外径0.15メー トル以上0.2メ ートル未満の	長さ1メー トルにつき	18		
		1年	31			1年	26		
			46				38		
			61				51		
							77		

	もの				ル以上0.3メートル未満のもの		
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		260
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		310		外径1メートル以上のもの		510
	外径1メートル以上のもの		610		駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1平方メートルにつき1年	440
略	略	略	略	略	農地		5
略	略	略	略	略	採草放牧地		3
略	略	略	略	略	通路及び通路橋		220
略	略	略	略	略	その工作物を設置する場合		170
略	略	略	略	略	他の工作物を設置しない場合		100
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			